

## ○ 猟銃等製造事業許可に関する欠格事由について（照会）

### 由について（照会）

〔昭和四十八年二月十二日 工第〇〇〇〇〇号  
通商産業省重工業局長あて ○〇〇県知事〕

獵銃等製造事業許可に関する欠格事由について、下記のとおりご意見を伺います。

なお、事務処理を急いでいますので、早急のご回答をおねがいします。

#### 記

このたび武器等製造法第十七条に基づく獵銃等製造事業の許可申請があり、その申請について同法第五条第一項第五号に関する調査をしたところ、同号ハの最近三年以内に他の法令の規定に違反し、罰金刑に処せられたことが判明した。

その内容は

業務上過失傷害（罰金 一万五千円）

昭和〇〇年〇〇月〇〇日確定

これは、法第五条第一項第五号ハの「その情状が武器等製造者として不適当な者」と認められるものであるか照会します。

以上

## 獵銃等製造事業許可に関する欠格事由について（回答）

〔昭和四十八年三月十九日 四十八重局第二七九号  
○〇〇県知事あて 通商産業省重工業局長〕

昭和四十八年二月十二日付け工第〇〇〇〇〇号により照会のあった上記の件については、下記のとおり回答します。

#### 記

一 武器等製造法第十七条第一項で準用する同法第五条第一項第五号ハの規定は主として公共の安全の確保を目的としているものと考えられます。従つてその「情状」については他の法令の規定に違反した内容が獵銃等製造事業者としての適格性（例えば公共の安全の維持、危険物の保持に関する規定の遵守、正常な精神を有すること等）に反するものであるか否かを判断し、それに基づいて「不適当な者」であるか否かを決定すべきであると考えます。

二 貴県から照会のありました件については、その違反した法令の規定が刑法第二百十一条前段の業務上過失傷害であり、業務上必要な注意を怠り人を負傷させている点一応情状としては獵銃等製造事業者としては、不適当なものであると推定し得るものと考えます。

しかし、なお本件に関する判定に当たつては違反した事案の具体的な内容および罰金刑を課せられた事情とを詳細に検討の上本法の趣旨に沿うよう措置して下さい。

---